

安全・安心・快適に
貸切バスをご利用いただくために

貸切バスの 新運賃・料金のご案内

令和5年8月25日 改定



茨城県バス協会・栃木県バス協会・群馬県バス協会・埼玉県バス協会
千葉県バス協会・東京バス協会・神奈川県バス協会・山梨県バス協会

貸切バスの運送契約における書面取引について

旅行業者をはじめとする「**運送申込者**」と
「**貸切バス事業者**」間の取引内容の明確化を図るため
運送を引き受ける際の
運送引受書の交付、保存が義務づけられています。

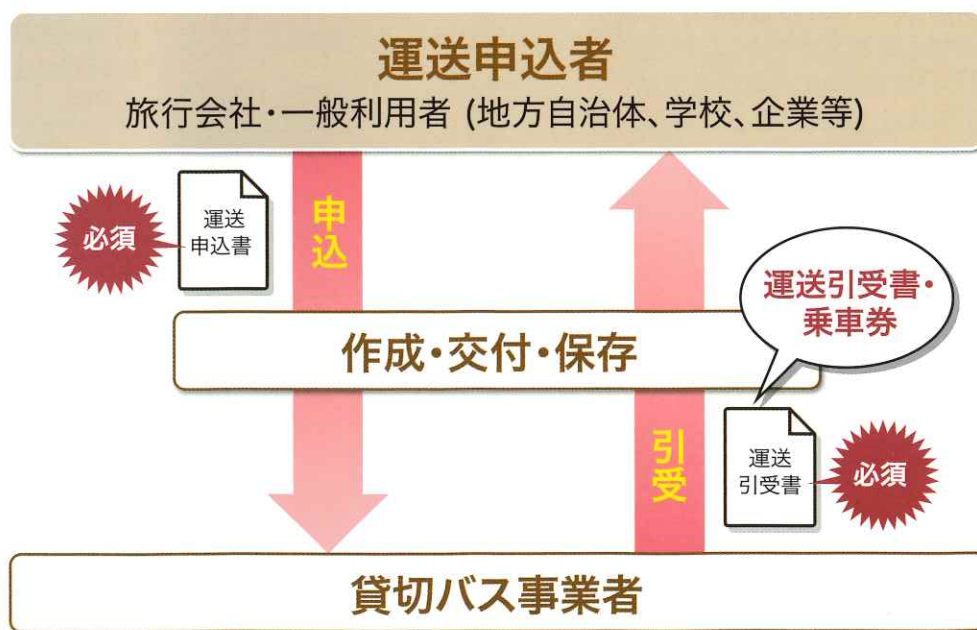
法令に違反する内容での
契約や運行の禁止

- 旅行業者、貸切バス事業者の自己確認
- 監査等による事後確認の容易化

※運送引受書の保存期間、貸切バス事業者は令和6年4月1日より3年間。

運送契約における書面の流れ

貸切バス事業者が運送を引受けた時は**運賃・料金・実費・消費税**などを記載した
運送引受書及び乗車券を運送申込者に交付することが義務づけられています。



**ご注意
ください**

運送申込者による、著しい運賃や料金の値下げ要求等の安全を
阻害する行為が行われた場合は、以下の措置が行われます。

旅行業者の場合

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の関与が疑われた場合、地方運輸局より国土交通省本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者に対して立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

地方自治体の場合

地方自治体が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃で落札を行っていた場合、自治体に対し、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める助言が行われます。

新公示運賃 幅運賃から基

運賃

運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算額です。

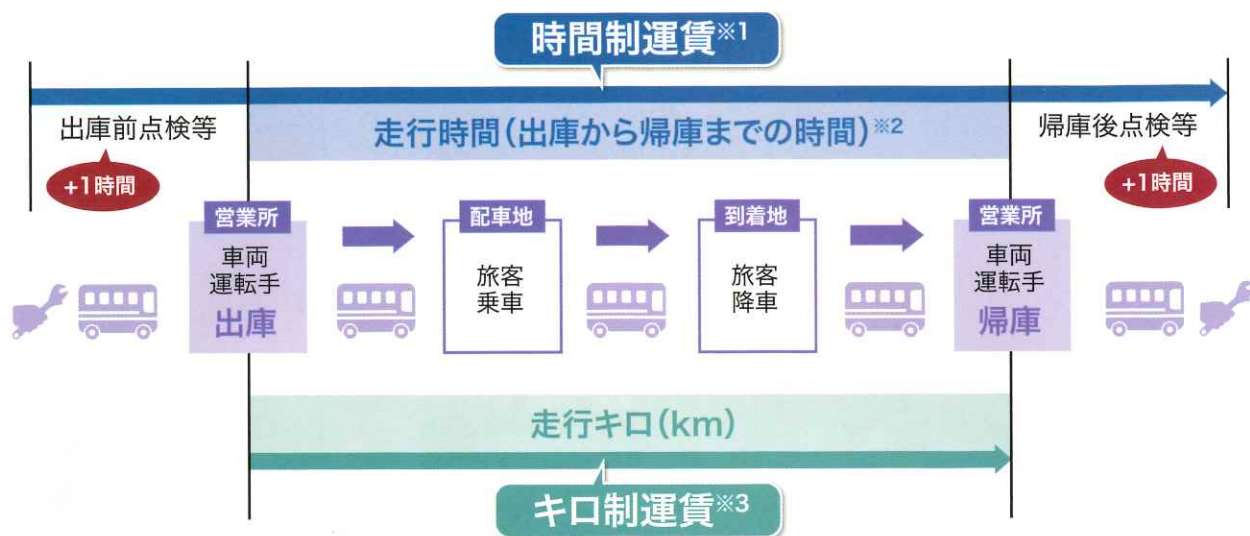
時間制運賃

+

キロ制運賃

=

運賃



※1. 時間制運賃 = (走行時間 + 2時間) × 時間単価

※2. 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします

※3. キロ制運賃 = 走行キロ × キロ単価

時間制運賃

- 出庫前点検(1H)及び帰庫後点検(1H)と走行時間(回送含む)を合算し運賃を算出します。
- 走行時間(回送含む)が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします。
- 走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとなります。

■時間制運賃の計算式

(走行時間 + 2時間) × 時間単価

キロ制運賃

- 走行キロ(出庫から帰庫までの距離)に1km当たりの運賃額を乗じた額となります。
- 走行キロは、10km未満は10kmに切り上げとなります。

■キロ制運賃の計算式

走行キロ × キロ単価

令和5年8月25日からの公示運賃

(関東運輸局管内)

運賃	車種	旧下限額	新下限額
時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	5,310円	6,580円
	中型車	4,490円	5,560円
	小型車	3,850円	4,770円
キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	120円	160円
	中型車	100円	140円
	小型車	80円	120円

基準額を「下限運賃」へ

新公示運賃早見表

(単位:円、消費税抜き)

大型車 車両の長さ9m以上 または旅客席数50人以上

時間制運賃	
走行時間+点呼点検時間	新下限額
3時間以内+2時間	32,900円
5時間 +2時間	46,060円
7時間 +2時間	59,220円
9時間 +2時間	72,380円
11時間 +2時間	85,540円

中型車 大型車・小型車以外のもの

時間制運賃	
走行時間+点呼点検時間	新下限額
3時間以内+2時間	27,800円
5時間 +2時間	38,920円
7時間 +2時間	50,040円
9時間 +2時間	61,160円
11時間 +2時間	72,280円

小型車 車両の長さ7m以下かつ 旅客席数29人以下

時間制運賃	
走行時間+点呼点検時間	新下限額
3時間以内+2時間	23,850円
5時間 +2時間	33,390円
7時間 +2時間	42,930円
9時間 +2時間	52,470円
11時間 +2時間	62,010円

※点呼点検時間は出庫前点検(1H)と帰庫後点検(1H)が加算されます。
※3時間以内の時間制運賃は同一となります。

キロ制運賃	
総走行キロ	新下限額
50km	8,000円
100km	16,000円
150km	24,000円
200km	32,000円
300km	48,000円

キロ制運賃	
総走行キロ	新下限額
50km	7,000円
100km	14,000円
150km	21,000円
200km	28,000円
300km	42,000円

キロ制運賃	
総走行キロ	新下限額
50km	6,000円
100km	12,000円
150km	18,000円
200km	24,000円
300km	36,000円

運賃の割引

身体障害者福祉法等の適用を受ける団体、学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体への割引については、**届け出た運賃の下限を下回らない額とする。**

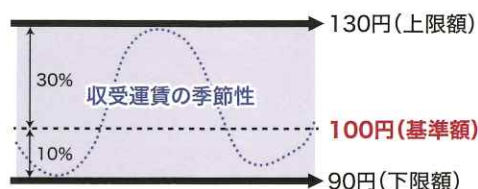
下限運賃のみ公示

貸切バス事業者が、深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるよう基準額を「下限額」とする公示方法に見直し。

- 公示方法見直しと併せて、現状の社会経済状況にあわせて「下限額」を引き上げ。
- 新公示運賃は基準額のみ。
※基準額を下回る運賃を届け出る場合は、従前どおり、変更命令の対象となるかどうかについて調査を行う。
- 基準額を「下限額」と称して公示。

公示方法の見直し

- 旧公示方法: 上限額130円、下限額90円を公示



- 新公示方法: 下限額100円を公示



運賃

+

料金

+

実費**が必要。**

料金

料金には3つの種類があります。

■ 料金は ①深夜早朝運行料金、②特殊車両割増料金、③交替運転者配置料金の3つです。

① 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間(回送時間を含む)が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、**2割**の割増を適用する。

② 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、**設備や購入価格等を勘案した割増率**を適用することができる。

- ①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
- ②当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

③ 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、**届け出た交替運転者配置料金の下限額以上**で計算した額を適用する。なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものと**して料金を適用するものとする。**

令和5年8月25日からの料金 (関東運輸局管内)

料 金		新下限額
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の 2割
特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率
交替運転者配置料金	キ口制料金 (1km当たり)	40円
	時間制料金 (1時間当たり)	2,430円

実 費

「運賃」・「料金」以外は「実費」となります。

■ 利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

- ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊料などは従前どおり実費として旅客の負担。
- 運送引受書に運賃及び料金や実費の内容を記載。

貸切バス事業者に対する 行政処分等の基準

■ 貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。

■ 道路運送法第9条の2第1項
(運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反)
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止

■ 道路運送法第10条
(運賃又は料金の割戻しの禁止違反)
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止

(案内作成者及び連絡先)

一般社団法人 茨城県バス協会
☎029(306)8700

一般社団法人 群馬県バス協会
☎027(261)2072

一般社団法人 千葉県バス協会
☎043(215)8805

一般社団法人 神奈川県バス協会
☎045(548)3521

一般社団法人 栃木県バス協会
☎028(658)2622

一般社団法人 埼玉県バス協会
☎048(824)5539

一般社団法人 東京バス協会
☎03(3379)2441

一般社団法人 山梨県バス協会
☎055(262)1201

※運賃制度に関するお問い合わせは、最寄りの運輸支局に
お問い合わせ下さい。

お問い合わせ